

定期（工事）監査指摘事項

所管組織	総務部 施設課	団体名
指摘の内容	<p>・誤った債権者に対して支払を行ったもの</p> <p>地方公共団体の支出については、地方自治法第232条の5により、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」と定められている。また、中野区会計事務規則第55条では「収支命令者は、支出命令をするときは、債主を確認し、代理関係を調査しなければならない」と、収支命令者が行う債主に関する確認、調査を定めている。</p> <p>しかし、総務部施設課は、令和5年4月7日付けで債権譲渡の承認が行われた明和中学校校舎新築その他工事請負契約における第3回部分払い625,070,600円の支出にあたり、債主及び債権の譲渡関係の確認、調査を怠り、本来であれば債権譲受人に対して工事代金を支出するべきところ、令和5年12月14日付けで受注者に対して工事代金を支出した。</p> <p>その後、令和6年3月18日付けで、区は追加の支出や戻入を行わない旨を確認する文書を、区、受注者（債権譲渡人）、債権譲受人の三者間により取り交わし、当該支払いの精算を行った。債主確認等を怠り、正当な債権者でない者に対し支出を行ったことは極めて不適正である。</p>	
原因・理由	<p>債権譲渡制度が創設されて以降、発生頻度が低いこと等もあり、当制度の理解を図る機会や、マニュアル等を整備することなく経過し、事務処理上の注意点や、複数人による確認及び事務引継ぎのあり方における問題点等を課内で把握していなかった。債権譲渡となった対象工事についての情報は、契約課からの庁内施行による通知があった際に、課内で共有されるものの、その情報を一元管理する一覧等も整備しておらず、発生頻度が低いところに、支払い完了までの相当期間（複数年）、長く留意しなければならない点をふまえた体制、対応が不十分であった。</p>	
講じた措置の内容	<p>本件を踏まえ、債権譲渡に係る契約事務および支出処理において、債主確認を怠り誤った債権者に対して支払を行ったことは、地方自治法第232条の5および中野区会計事務規則第55条に照らして極めて不適正であると認識し、再発防止に向けた体制整備を行った。</p> <p>具体的には、<u>財務会計システムにおいて債権譲渡案件である場合には支払が実行できないよう設定を行ったほか、債権譲渡制度の理解促進と事務処理上の注意点をマニュアル化し、課内で毎年1回開催する職員全体会において共有する機会を設けた。</u></p> <p>また、債権譲渡案件が発生した際には、電子フォルダ名に「債権譲渡案件」である旨を明記し、取扱者への注意喚起を図るとともに、係長・主査会（毎月1回）および係長会（毎週開催）において<u>継続的に周知・徹底を行う体制とした。</u></p> <p>加えて、債権譲渡案件の有無にかかわらず、係長会において一元管理の一覧を確認し、継続的な注意喚起を図っている。</p> <p>さらに、債権譲渡に関する事務処理の適正性を確保するため、債権承諾依頼書が提出された段階で、対面によるヒアリングを実施し、債権譲渡に関する遵守事項の確認および再発防止策の提出を求めることとした。あわせて、債権譲渡承諾後には、社内における債権譲渡案件の適正な管理と再発防止に努める旨の念書を徴取する運用を導入し、区としての管理体制の強化を図っていく。</p>	

令和6年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（工事）監査

<p>1</p>	<p>事務の見直しを進め、会計事務の適正執行に取り組みたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債権譲渡を行った案件について、本来ならば新たな債権者である債権譲受人に対して工事代金を支出すべきところ、従前の債権者である債権譲渡人に誤って支出した事例については、6億円を超える高額な支払いの誤りであり、経過によっては区として大きな損害を被りかねない重大な事例である ○ これまで情報を一元管理する帳票等が整備されることはなく、併せて所管内で情報共有を行う体制が不十分であり、チェックを行うべき者の確認と調査が行われなかった。債権譲渡のような件数が少ない事務についてこそ特段の注意を払う必要がある。また、本事例は、債権譲渡の情報が支出命令の審査を担う会計室へ事前送付されおらず、組織間で検証できる体制も整っていないかった ○ 契約から支払いまで連続する事務プロセスで、複数の職場が重層的に検証を行うこのような体制の構築は、誤りの発生を最小限にするうえで必要である。<u>改善の手法として人的なチェック体制の強化のみではなく、重層的な検証体制の構築をシステム変更により対応したことは、ミス防止が図られる点からも、非常に効果的であり、他の事例へ応用できる対策として全庁で幅広く内容を共有し、会計事務のさらなる適正執行に取り組みたい。</u> <p style="text-align: right;">回答：区長</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件を契機として、人為的ミスの防止を目的として、財務会計システムにおいて債権譲渡案件に対する支払制限を設定し、システム面での誤処理防止策を講じたところである。 <p>あわせて、本事例を踏まえた庁内への注意喚起および改善策の共有を通じて、組織全体での再発防止に努めていく。</p>